

定 款

アーススアイ・ペイン 株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社はアルプスアルパイン株式会社と称しALPS ALPINE CO., LTD. と英訳する。

第2条 (目的)

当会社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売
2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売
3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売
4. 録音・録画および同再生装置ならびに音響機械器具の製造販売
5. 自動車用および事務用電子応用機械器具の製造販売
6. 送信および受信用電気機械器具の製造販売
7. ソフトウェアの開発・販売および輸出入ならびに情報処理サービスの提供
8. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸
9. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾
10. 厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業
 11. 運輸・倉庫業およびこれらに関連するサービス業
 12. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業
 13. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都大田区に置く。

第4条（機関）

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は電子公告により行う。

②事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は5億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

②前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

第10条（株式取扱規則）

当会社の単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定めこれを公告する。

第12条（基準日）

当会社は毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

- ②本定款に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ②総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会が定めた取締役が招集する。
③総会の日時、場所および会議の目的たる事項は取締役会で定める。

第14条（議長）

株主総会は前条第2項に定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第15条（株主総会資料の電子提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議方法）

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権行使することができる。但し、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とする。

②監査等委員である取締役は、7名以内とする。

第20条（選任）

取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任は累積投票によらない。

④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会）

取締役は取締役会を組織し、社務に関する重要事項を議決する。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役会があらかじめ定めた取締役は取締役会を招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（代表取締役）

代表取締役は取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、選定する。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条（相談役）

当会社は相談役を置くことができる。相談役は取締役会の決議によって選任する。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 執行役員

第30条（執行役員）

当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

②執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規定による。

第6章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前に発する。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第32条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。

第33条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第7章 会計監査人

第34条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第35条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第38条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第39条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附則（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- ②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿革

昭和 23 年 10 月 20 日	制定
昭和 26 年 2 月 16 日	改正
昭和 26 年 11 月 15 日	改正
昭和 29 年 5 月 4 日	改正
昭和 32 年 1 月 17 日	改正
昭和 33 年 11 月 29 日	改正
昭和 35 年 11 月 8 日	改正
昭和 36 年 3 月 3 日	改正
昭和 36 年 5 月 30 日	改正
昭和 36 年 11 月 30 日	改正
昭和 37 年 11 月 30 日	改正
昭和 38 年 11 月 30 日	改正
昭和 39 年 11 月 28 日	改正
昭和 42 年 11 月 28 日	改正
昭和 49 年 11 月 29 日	改正
昭和 55 年 6 月 27 日	改正
昭和 57 年 6 月 29 日	改正
昭和 61 年 6 月 27 日	改正
昭和 63 年 6 月 29 日	改正
平成 2 年 6 月 28 日	改正
平成 3 年 6 月 27 日	改正
平成 6 年 6 月 29 日	改正
平成 10 年 6 月 26 日	改正
平成 14 年 6 月 27 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 17 年 6 月 29 日	改正
平成 17 年 8 月 1 日	改正
平成 18 年 6 月 29 日	改正
平成 22 年 6 月 25 日	改正
平成 25 年 6 月 21 日	改正
平成 26 年 6 月 20 日	改正
平成 28 年 6 月 23 日	改正
平成 31 年 1 月 1 日	改正
令和 4 年 6 月 23 日	改訂